9月1日から9月10

事前に飛島村役場に相談し、必要 理・点検のルールを設けています。 の屋外広告物について、設置や管 広告物条例では、 に応じて設置の許可を受けてくだ 屋外広告物法および愛知県屋外 看板やはり紙等

業者に点検・補修を依頼し、 ※愛知県のウェブページに安全点 の安全を確保してください。 常点検を行い、必要に応じて専門 ださい。 検のリーフレットを掲載してい 看板のオーナーはこの機会に日 ますので、 点検の参考としてく

jp/soshiki/koen/okugai.html#2 URL: https://www.pref.aichi

開発部建設課

問合せ先

9月の納税等

国民健康保険税/第3期 後期高齢者医療保険料/第3期 介護保険料/第3期 **辰業集落排水処理施設使用料**

第3期

納 保 期 料/9月分 限/9月30日(金)

ください。 納付は便利な口座振替をご利用 納期限内の納付にご協力ください。

豕屋を取り壊し

行ってください。 局において滅失登記の手続きを てください。 ては「建物滅失届」を早急に提出し 登記のされていない家屋につい 家屋を取り壊された場合、 法務

税が課税される場合があります。 壊されたことが分からないため、 屋が残っているものとして固定資産 手続きや提出がない場合、取 ŋ

●問合せ先

総務部税務課

建物滅失届(税務課窓口または

冢屋評価にご協力ください

う調査が「家屋評価」です。 うえで、実際に建物の外部・内部 どの書類を確認させていただいた 税されます。この課税のために行 その部分について固定資産税が課 この調査は、契約書や平面 家屋を新築、 増築された場 図な

評価を希望される方は、事前に連 価に伺っています。完成後すぐに 絡をしていただくようお願いしま ご協力をお願いします。 定する重要な調査となりますので

警察からのお知らせ

村公式ホームページの「暮らし ンロードできます。 |税金→固定資産税|よりダウ

- 建物取り壊しの契約書の写
- 解体業者の取り壊し証明書
- 建物が存在したことが分かる写 真および建物が滅失したことが 分かる写真
- 問合せ先 総務部税務課

の使用資材等を評価します。 課税の基礎となる「評価額」を算 連絡・日程調整をして評

急村内犯罪状况 (今和4年6,7月)

		バー・バー・バット 19にまたれたい (令和4年6・7月)			
区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
6・7月	0	0	0	0	0
1~7月	0	1	0	1	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
6・7月	0	0	0	0	1
1~7月	0	0	0	0	1
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
6・7月	5	0	0	0	
1~7月	5	0	0	0	